

令和5年度 第1回松戸市成年後見制度利用促進協議会

日時：令和5年5月30日（火） 午後1時30分～

場所：松戸市役所 新館7階 大会議室

○出席委員

萩原委員（会長） 佐藤委員 四ノ宮委員 蒲田委員 藤井委員（副会長）
岩崎委員 今成委員 鷲田委員 児玉委員

○オブザーバー

千葉家庭裁判所 松戸支部（2名）

○事務局出席者

福祉長寿部長 地域包括ケア推進課長 障害福祉課長
地域包括ケア推進課 障害福祉課

○傍聴者 5名

○内容

【1 開会】

【2 福祉長寿部長挨拶】

【3 要綱説明】

【4 委員自己紹介 事務局紹介】

【5 会長・副会長の選出 会長・副会長挨拶】

【6 傍聴者の報告】

【7 議題 1. 令和5年度の松戸市成年後見制度利用促進協議会テーマについて】

○会長

はい。では、議事のほうに入りたいと思います。それでは、まず議題の1番、令和5年度松戸市成年後見制度利用促進協議会テーマについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは資料2、「松戸市成年後見制度利用促進協議会 資料」と書かれたものをお手元にご準備ください。

今年度新たに委員に就任された方もいらっしゃることから、本市の中核機関の体制や協議会について、まずご説明をいたします。本協議会は令和2年度に立ち上げ、委員の皆様にご意見をいただきながら、本市の地域連携ネットワークのあり方や中核機関の体制について検討してまいりました。国の成年後見制度利用促進基本計画に、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき四つの機能として、資料に記載しております、広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援機能が明記されております。本協議会では、この機能別に各場面での課題や、それに向けた解決策を検討しております。

また、本市における権利擁護支援の中核となる機関、いわゆる中核機関につきまして、令和2年度に市社会福祉協議会へ委託して立ち上げ、その後令和4年度には、市社会福祉協議会及び「NPO 法人成年後見センターしぐなるあいず」に委託している松戸市成年後見相談室の二つの機関へ委託をし、機能分散型の中核機関をスタートいたしました。本年度からは本市及び松戸市成年後見相談室にて、機能分散型として中核機関の業務を担っております。

資料2ページに移りまして、本年度の協議会のテーマについてご説明いたします。今年度も昨年度に引き続き、年6回開催する予定です。現時点でのテーマを記載しておりますが、今後協議会を開催していく上で、テーマが変更となる可能性もございますので、あらかじめご了承ください。

スライド4ページに移りまして、各機能別の具体的な目標と、その達成に向けた取り組みを記載しております。令和4年度第6回協議会でもお伝えした部分はございますが、改めてご説明いたします。

まず広報機能ですが、昨年度の講演会等のアンケートで、市民の方からご意見が多かった内容は、「成年後見制度にかかる報酬費用の心配があり、制度利用をためらう。報酬費用が高い」というものでした。このような意見をいただくということは、制度の正しい理解や後見業務の実態が伝わっていないことが原因なのではないかとの結論に至りましたので、その点を解決できるよう、後見業務の実態を伝えることや、成年後見制度の有効性を体感としてわかってもらうことを目標としております。

また、当事者やその家族に制度を周知することも大切ではありますが、その周りにいる身近な支援者が、まずは成年後見制度の内容をきちんと理解して、適切な窓口につなげることも必要であるとのことご意見もちょうだいしたため、目標に記載をしております。

目標達成に向けた取り組みですが、こちらに三つ記載しております。一つ目は、市内15地区に向き、少人数での講演会を開催し、その後、希望者に対して個別相談会を実施するものです。今年度から初めて取り組むこととなりますが、三士会の皆様にご協力いただき、既に15回の開催予定を組むことができました。この場を借りて御礼申し上げます。このように少人数で実施することにより、講師へ質問しやすい距離感となり、その場で疑問が解消される可能性が高いというメリットが

挙げられます。参考までに、資料一番後ろに講演会のチラシをつけております。このチラシでは、15回中5回分の周知となっておりますが、今後も同様のチラシを作製予定です。

初回の講演会につきましては、昨日、東部市民センターにて、本協議会会長である萩原先生を講師として呼びし、開催したところでございます。また、場面ごとにテーマを設定しているため、特に1次相談窓口の職員の方も、気になるテーマがございましたら参加いただければと考えております。

二つ目といたしまして、広報の方法として、制度をより身近に感じてもらえるよう、制度説明のみにとどまらず、事例を交えた演題での講演会や、より近くで相談を受ける一次相談窓口の職員向け研修を複数回開催する予定です。

三つ目といたしまして、昨年度までに本協議会にて作成しておりました「支援者向け成年後見制度活用に向けた手引き」につきまして、支援者がより適切なタイミングで成年後見制度や周辺制度につなげるように、内容を見直していきたいと考えております。

次のスライド、5ページに移り、相談機能につきましてご説明をいたします。目標といたしましては、相談窓口を広く周知することや、相談ケースを定期的に分析し、ニーズ等を検証すること。また、親族が申し立てを行う際、法テラスや弁護士等の専門職への相談をためらうことが多いとのこと意見から、公的な支援の充実を検討していくことです。

取り組みといたしまして一つ目は、SNS や広報誌を利用して、相談窓口や成年後見制度を周知すること。二つ目は、ニーズに合った相談体制の構築に向けて、相談業務を担っている松戸市成年後見相談室での相談ケースを中心に、相談者の主訴や属性・対応結果を分析し、各相談者のニーズに合った切れ目のない相談体制を構築することを目標としております。三つ目は、本市において申し立てに向けた支援として、既に申し立て費用助成制度を実施しているところではございますが、他市の中核機関では、申し立て書類の書き方等の助言を行っているところもあることから、本市においても同様の支援を行うか、今後慎重に検討していきたいと考えております。

次に、③利用促進機能の a) 受任者調整等の支援につきまして。昨年度までの議論の結果、本市においては、後見人候補者等の選定を行う受任者調整会議は行わないという結論に至っております。理由といたしましては、後見人候補者の選定といっても、現時点では個人の候補者を選定することは時間や体制的に難しく、選定できたとしても職種でとまってしまうこと。職種のみを選定であれば、会議を行うまでもないというご意見をちょうだいいたしました。

利用促進機能は、その後の後見人支援機能にもつながってきますが、現時点では後見人が選任されたあと、スムーズに支援チームの一員になることを目標としております。そのためには、まず後見人が選定される前やその直後、その場面においてどのような困難が生じているのか調査し、必要な体制を整備できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次のスライド、6ページに移りまして、b) 担い手の育成・活動の促進について。目標といたしましては、松戸市独自で行っている市民後見協力員の活動を周知することや、活動の場を増やすことを目標としております。

まず市民後見協力員について、簡単にご説明をいたします。一般的に周知されている市民後見人

は、養成講座を受講後、家庭裁判所から直接成年後見人として選任されますが、本市で行っている市民後見協力員は、家庭裁判所から、まず法人格が後見人として選任されたあと、その法人内の専門職とペアになって後見活動に参加するという形でございます。

市民後見協力員として活動するには、隔年に開催しております市民後見協力員養成講座を受講していただく必要があります、現在は76名が登録しており、31名が実際に活動をしております。資料にも記載しておりますが、市民後見協力員の認知度は約7.6%であり、認知度としては低いことがわかります。一方で、市民後見協力員の養成講座に参加してみたいと思っていられる方は約26%であることから、まず市民後見協力員の活動を周知することによって、養成講座の受講者も増加することが予想されます。また、活動の場といたしまして、令和3年度までは一法人のみで活動しておりましたが、昨年度からは二法人のもとで活動しており、活動の場が広がりました。今後の活動につきましても、引き続き検討していきたいと考えております。

また、年1回開催している、市民後見協力員のスキルアップの場でもある勉強会につきまして、昨年度から対象者を広げたことから、よりニーズにあったプログラムを組むことを検討しております。

次のページ、スライド7ページに移りまして、利用促進機能 c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行につきまして。成年後見制度へ移行するタイミングの見極めが難しいことや、本人の意思と支援者の見解に差があり、移行がうまくいかないケースがあることが課題として挙げられております。そのため、まずは成年後見制度へ移行が必要なケースや、困難事例を検討する場を増やすこと。また、ご本人のために支援者とスムーズに連携が取れる体制整備を目標としております。

困難事例に関しましては、既に市社会福祉協議会のほうで実施している、処遇検討委員会というものがある年3回ございます。ただし、もし年3回では困難事例等を消化しきれないようであれば、必要に応じて本協議会にて、こういうケースの共有や対応方法を検討していきたいと考えております。

また、スムーズな移行には、日ごろから支援者間の連携が必要であり、定期的に意見交換をすることがスムーズな連携にもつながってくることから、2年に1回、市社会福祉協議会で開催している「関係機関連絡会議」の回数を増やすための働きかけや、同様の意見交換ができる場の設定を検討していきたいと考えております。

最後に、スライド8ページの後見人支援機能です。昨年度までの議論で、まず後見人支援を、専門職と親族の二つに分けて考える必要があることが、ご意見として挙げられました。また、専門職に関しましては、各専門職団体のネットワークがあり、支援を受けられる体制が構築されていることから、すぐに支援体制を検討する必要はないとの結論に至りました。

次に、親族後見人につきましては、市としては親族後見人を把握しておらず、現状、人数を把握する術がないことから、親族後見人を把握している家庭裁判所の協力を得て、ニーズ調査を行うことも検討しましたが、新たに支援体制を構築するのではなく、まずは親族後見人が困ったときにどこに相談すべきか、わかりやすくする環境を整えることが大切なのではないかという結論に至りました。

その結果、親族後見人からの相談窓口を松戸市成年後見相談室とし、窓口の明確化を図りました。その周知のため、本年2月より家庭裁判所の協力を得て、親族後見人へ審判書を送付する際、被後見人等が松戸市民で市内に居住している場合には、相談窓口を明記したチラシを同封していただく流れとなりました。今後は、松戸市成年後見相談室で受ける親族後見人からの相談内容から、ニーズを把握することを目標とし、支援が必要であれば改正・整理を検討していく予定です。

また、目標の二つ目に記載している、後見人選任後のスムーズな支援ができる仕組みづくりにつきましては、先ほど利用促進機能でご説明したものと重なる部分はございますが、後見人が選任されたあとスムーズな支援ができるように、引き継ぎシート等の作成も検討していきたいと考えております。

成年後見制度を利用される方は、何らかの困難が生じて成年後見人をつけていらっしゃる方が大半を占めると思います。そのような方々の困難は、なるべく早く解消されることや、「後見人がついたから、あとはすべて後見人任せ」とならないよう、役割の明確化も必要であると感じております。

取り組みの三つ目、個別ケースのモニタリングにつきまして。こちらは、あくまで案の状態なのですが、市長申立てを行う行政側といたしまして、申し立て時に生じていた課題がどのように解決していくのか把握し、ケースの積み重ねを行うことにより、広い視野でケース検討をしていきたいという思いがございます。また、後見人が一人で悩みを抱えていないかを把握し、必要に応じて支援チームに入り、調整を行っていくことも検討していきたいと考えております。ただし、これらに関しましては、後見業務を監視されていると感じる方もいらっしゃることから、皆様のご意見を伺いながら慎重に検討してまいりたいと思います。

説明は、以上となります。

○会長

ありがとうございました。そうしましたら、この資料は前年度までの協議会の内容・議論を、それぞれの議論ごとにまとめていただいた資料という形になるかと思えます。説明の内容について、皆様のほうからご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

質問なんですけれど、資料2の最初の、表のページの下の方に、中核機関が機能分散型ということで、「しぐなるあいず」と「松戸市」というところの図があるんですけど。その機能分散の図だと思えるんですけど、後見人支援機能に関しましては、この図でいうとどちらに入るのか、あるいは入っているのか、両方に含まれているのか。ちょっとわかりづらかったので、そこをちょっと確認したくてご質問しました。以上です。

○会長

事務局のほうでお答えします。

○事務局

ありがとうございます。実際に後見人支援機能をどちらが担うかというところまでは、ちょっとまだ明確化はされていないんですけども、実際に後見人支援機構として「こういうことをやっていきたい」となった場合に、じゃあ実際にそれを市が主導で行うのか、松戸市成年後見相談室、「しぐなるあいず」さんに委託している部分で行うのかというのも、検討してまいりたいと思っております。

○委員

はい、ありがとうございます。

○会長

ほかに何かありますでしょうか。

先ほどの市の説明の中に、一番最後のスライドのところでしたかね、後見人支援機能が議論に出ましたけれども、その中で、「市のほうでも考えている」というふうなことが述べられている。「ご意見を」というところがあったのだと思います。このあたりについてなんですけれども、ご意見がもしあれば、いただければと思います。いかがでしょうか。

指名しちゃいますけれども、例えば実際に後見業務でやっておられる委員さんのほうから、このあたりはいかがでしょうか。

○委員

後見人支援機能といったときには、単純なものではなくて、多分、後見人とそれ以外の現場の支援者とがいらっしやると思うんですけど、そのチームのあり方についても、きちんと議論しないといけないところだろうと思いますし…。バラバラに、チームと言ってもみんながみんな同じ立場に立つわけではないので、後見人が法的な権限を持っているということであれば、後見人を中心にほかの支援の人たちときちんと協働していくというふうになっていくのだろうと思います。そのあたりは、現場できちんと語り合ったり、議論したりするということが今までにはなかったもので、その点もこの場できちんと議論したらいいんじゃないかと思います。

それで、先ほどの分析——この資料2は、3年間の成果がきちんと出ていて、非常にまとまっているなと思います。その中の後見人支援機能というのは、先ほどおっしゃったように、親族後見人と専門職後見人と分かれるわけなのですが、やっぱり親族後見人の方は、特に大きな問題がない場合には、多分選ばれるんだと思うんですけども…。

そうは言っても人間、ずっと生活をしていく中で、いろんな問題点が起きてくる。そのときに、その後見人の人は——とりわけ法的な問題だと思うんですけども——どうしたらいいのかわからない。そうすると、従来は裁判所に相談をされて、「どうしたらいいんでしょうか」ということで行かれていたと思うんですけども、それをこの中核機関ができたことによって、もう少し気楽に相談ができるような体制といいますか、仕組みをつくっていくということが考えられていると思う

んです。

それで私としては、松戸の、この成年後見相談室を受けている「しぐなるあいず」としては、どれだけの後見人の方、親族後見人の方たちが、どれだけの悩みを抱えていらっしゃるかというのを把握していくということは、まず最低限必要なんだろうと思ってまして…。それを今年度、意識的に取り組んでいこうというふうに、市とも協議しながらそこはやっていこうと思っています。そのうえで、この場で…親族後見人の方々が抱える問題点と、どういうふうに支援をしていったらいいかというあたりについて、ここで議論して、それを体制といいますか仕組みづくりにもっていくようになったら、いいのかなと思っていますところ。

やっぱり専門職後見人の問題については、それぞれの専門職の中で、もちろん相談しあったりしながら問題を克服していったのが現状だと思うのですが、専門職後見人の場合の後見人支援というのは、介護職だとか福祉職の人たちとの…。例えば市長申立てでしたら、市の担当者の方々とも離れないで協力し合っていくというところが、専門職後見人にとっては非常に重要な、後見人支援を受ける体制かなと思っていますので、その点についてもこの協議会で、議論に発展していけばいいなと思っていますところでございます。

また、親族後見人の方の悩みといいますか、問題・課題をどういうふうに乗り越えられているのかというのが、全くの手探りでわからないのが現状ですので、そこから把握していくということになるのではないかと私自身も思って、相談室を頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。今の話で、後見人制度といっても、専門職後見人と親族後見人というのがあって、親族後見人の課題とかについては、今年度、把握をしていくと。専門職支援というところでは、やっぱり支援者との連携が必要になってくるだろうということで、そのあたりの意見かなと思います。

今の話で…今はちょっと専門職後見人とか、携わる側の話があったのですが、逆に今出た支援者側ですね。支援者側との連携というところで、実際いろんなケースで後見人とつながるお話もありましたけれども、基幹相談支援センターCoCoさんのほうで後見人支援機能について、今の意見を踏まえてでもかまいませんし、そのほかでもご意見等があればお願いできますか。

○委員

僕らも個別のケースで、後見人さんがついていらっしゃるかどうかというのが…。相談の最初の状況で受付票というのをつくるのですけれど、そこに後見人のあるなしという記入欄ってないですよ。なので、例えば市長申し立てをされているケースで基幹センターがかかわっていれば、その経緯も障害福祉課と共有しますので、どこのだれが後見人さんに選任されたか、後見活動がされているかというのを確認できるのですけれど…。多分、その辺のところから親族後見も含めて、後見がついていらっしゃるか、ついていらっしゃらないかという入口のところのアセスメントはや

らないと、先程委員がおっしゃっていたような、どれくらいの方が後見を受けているのかも、なかなか把握しづらいというところと…。

それから、すでに専門職の後見人さんがついていらっしゃるケースも、後見人さんのキャラクターっていうんですか、濃淡が結構あるんですね。積極的に声をかけていただいたり、こちらからのアクションに対してコミュニケーションが取りやすい方と、申し訳ないんですけど、そうでもない方っていうのがいらっしゃるの事実かなと。

ただ、もう一つ。支援する側として、特に弁護士さんとかだと、ちょっとやっぱりハードルが高いというか、「何を相談すればいいんだろう」とか、「こういうことを相談していいんだろうか」というようなところが、ちょっとあるかなと思います。

僕も最初は、こういう相談業務始めたころはちょっと戸惑いましたけれど、慣れですよ。要は、例えば「〇〇先生は、こういう先生で」というふうに顔が見えるようになってくると、「ここまで聞いて大丈夫」とか「こういうことがあったらすぐにご相談を」ということが…。何ていうんですか、一定のルール化の上でやるものではないので、やっぱりその辺のところ支援する側も悩むところというか、戸惑うところであるのは事実かなと…。

なので、逆にそれが多分、うまくコミュニケーションがとれている事例や実践例をきちんと理解していただくことによって、後見人の方とどうやって連携をとっていくのかとか…。それから、個別ケースのモニタリングってありましたけれど、こういったものを少し研修形式みたいに広く公開するような感じでやっていただいて、そこに障害分野であれば相談支援専門員さんであったり、支援者であったりというところにも…。何ていうんですかね、後見人さんとのコミュニケーションっていうのを、きちんと理解していただく機会があると、徐々にハードルが下がってくるのかなと…。そうすると、支援というよりは、一緒に働けるチームができるのかなと思っています。

○会長

ありがとうございました。今のは、支援者側のほうの視点で発言いただきました。そもそも入り口の段階の「後見人の有無の話」ですとか、後見人についてとしても、それぞれの個性に左右されやすい話とか…。特に弁護士ですけど、弁護士のほうは相談者側からのハードルが高いというところがあつたりする。さっき委員の話にもありましたけれども、実際の現場でのコミュニケーションというところを、いかに円滑にしていけるかというところがやっぱり重要なんだろうなというような意見だったかと思います。その他、ご意見とかご質問ありませんでしょうか。

○委員

現在行われている取り組みですと、後見人の支援としては常に監督人を置くということがされていて、一定の金額以上の資産がある方ですと、専門職の監督人を置くというふうな運用が、今、裁判所ではなされていると思います。そうすると、親族の後見人の方と専門職の監督人が協力して後見業務に取り組むこととなりますので、私も監督人を何件かやっているんですけども、そうすると親族後見人の方が後見業務でわからないことがあったときに、結構気軽に電話等で相談をいただ

くことが多いので。今現在でも、そういった形で後見人の支援の取り組みというのは、今でもあることはあるのでご紹介したいなと思ってお話しをしました。

なので、一定の資産があって、あと基準があるんですけども。なので、後見人支援が今されていない方というのは、財産面だとか、あと保佐とか、後見類型で財産が少ないとか…結構ターゲットとしては絞れるのかなと思っています。すいません、以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。後見のほうで今、監督人と親族後見人がパートナーというのがありましたね。あとは権限分掌とって、財産管理と親族の保護の部分が別れるというふうにかかわることもあったりするかなと思います。

ほかに、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○委員

今の後見人支援の問題ですけれども、親族後見で監督人がついている場合はおっしゃるとおりで、後見人の人と相談しながらというのは、割合やりやすいついていうのは本当にそのとおりだと思います。ただやっぱり、合う合わないもありますので、後見監督人に相談しにくいという方については、やはり広く窓口を与えるというか、教えておくっていうんですかね、それは非常に重要なんじゃないかと思っております。

それと監督人がつかない場合でも…ついていない親族後見人もたくさんいらっしゃるわけで、ただそういうケースであっても、人間の人生というのは何があるかわかりませんので、何かあったときにはちょっと相談をしたいという方もたくさんいらっしゃる。そうすると、やはりその方たちが助言を得たりするための場所として、窓口というのは非常に重要なんじゃないかと思っております。やっぱり広く相談の窓口をたくさんつくっていくのは、すごく大切なんじゃないかなと思っています。いるところでございます。

○会長

ありがとうございました。相談窓口については、後見人支援の話なのか、広報のほうの話なのかは別として、やはりその周知をするというところですね。ずっとこの協議会が最初から重点的に取り組んできている広報の部分の機能ですね。この辺については、ようやく実を結びつつ、チラシとかも完成してきて、成果が実りつつある話だと思いますけれども、やはりその周知をするというところの重要性。相談窓口という所をつくただけではだめで、周知をしていくところが経験的に重要だというふうに、私も個人的には思っております。

そうしたら、ちょっと進行の都合で申し訳ないんですけども、議題1のほうはこれぐらいにさせていただければと思っております。

次に議題2「成年後見制度に関するニーズ調査について」。こちらに移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

【7 議題 2. 成年後見制度に関するニーズ調査について】

○事務局

はい。議題2「成年後見制度に関するニーズ調査について」、松戸市障害福祉課よりご説明申し上げます。資料3をご覧ください。

本ニーズ調査は、昨年度第4回で協議会にてご議論を賜り、調査を実施しているものです。調査におきましては、本協議会でのご議論に加え、委員の皆様の所属機関や関係機関からのご回答にもご協力を賜り、まことにありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは議論を振り返りつつ、資料3に沿って改めて目的等をご説明いたします。本調査の目的でございますが、松戸市における成年後見制度の利用促進に向けて、制度に関連する相談窓口案内のチラシやポスターを配布した機関に対し、その活用状況等を検証し、今後の効果的な広報方法の検討を図ることです。

令和2年度および令和3年度に、関係機関に成年後見制度に関する普及啓発・広報のための制度の概要や相談先が記載されたリーフレット、またポスターを配布いたしました。これについて配布のみで終わるのではなく、その後の活用状況——どのくらい配布したか、どのような方に配布したか、内容はわかりやすかったかなどを追うことによって、より効果的な広報の方法、利用する媒体や内容などの検証につなげたいと考えております。調査先へお送りした調査票につきましては、資料3・別紙1として添付しておりますので、ご参照ください。

ご回答につきましては、基本はオンライン。グーグルのアンケートフォームを活用したオンラインでの回答とし、一部セキュリティの関係でオンライン回答が困難な機関に関しましては、郵送にてご回答いただいております。

調査先ですが、資料3の別紙2に一覧として記載しております。本協議会の委員およびオブザーバー皆様のご所属団体をはじめ、高齢者分野では居宅介護支援事業所や特別養護老人ホームなどの福祉施設。障害分野では、指定特定相談支援事業所、障害者計画相談の事業所ですが、そういった事業所や福祉施設。医療関係では、松戸市医師会・歯科医師会・薬剤師会にご依頼をし、各会にご所属の医療機関に調査をさせていただいております。金融機関では、郵便局・都市銀行・地方銀行・信用金庫などに調査をさせていただいております。また、松戸市社会福祉協議会・地区社協・自立相談支援センター・無料職業紹介所にもご依頼をしております。

続きまして、調査の実施期間としましては、令和5年3月に発送・依頼を行い、回答を4月15日までとさせていただきます。回答につきましては、期限を越えても回答をお受付しておりますところですが、現時点で未回答の機関もございますことから、今回の議題では現時点の集計結果という形でご報告をさせていただき、ご議論を賜りたいと思います。集計結果から見る傾向や課題につきましては、次回の協議会で挙げたいと考えております。

集計結果について見てまいります。集計結果の数値をグラフでお示ししておりますので、ご覧ください。

(1)「配布・掲示しましたか」という質問に対しては、集計数112件のうち87機関が配布・掲

示したと回答しています。掲示しなかった理由については、「すでに申し立てをされている方が多く、説明の必要が少ない」「必要な場合はインターネットの資料を活用している」「掲示場所がない」「届いたか覚えていない」「担当の交代により引き継ぎがなかった」「必要と思われる方がいらっしやらなかった」「掲示するポスターが全店統一のため」といったものがございました。金融機関などで掲示物が全店で統一されている場合、支店ごとに個別に掲示することができないといったものでございます。

続いて、「何部配布しましたか」というご質問に対しては、1～10部というご回答が最も多く18機関。11～20部が6機関。21～30部が7機関。30部以上が2機関となりました。30部以上お配りくださった機関では、お送りしたパンフレットをすべて配り終えているというご回答もございました。

続いて、(3)「内容へのご意見をお聞かせください」についてですが、「特になし」の52機関を除くと「表現・内容がわかりやすい」が最も多く41機関。反対に「わかりにくい」とのご意見が2機関。「字が細かい」とのご意見も16機関ございました。紙面の見やすさなどは、情報量との兼ね合いで悩む部分も多いのですが、今後検討する必要があると考えております。

続いて、(4)「どのような方に配布したか」ですが、本人に対して配布した機関が40件。親族が49件。関係者——福祉サービスなどの関係者、こちらが4件であり、親族が最も多い結果となりました。

続いて(5)日頃の業務で高齢者や障害者およびその家族や関係者から受ける相談として、どのような相談が多いかを尋ねた結果、「日常の金銭管理」—日常の買い物や公共料金の支払いに関するもので—そちらが58件と最も多く、次いで「諸手続における書類作成、手続きへの同行」。具体的には、年金や介護保険、障害福祉サービス、行政手続き関係などの同行や支援です。それが53件でした。ほかに「本人の今後の生活の不安」、身寄りがいない等の内容も48件と多く挙げられました。

続いて(6)、回答者が日頃の業務の中で感じる、高齢者や障害者に対して「必要と感じる支援」については、「日常の金銭管理」——預金口座の管理などが最も多く、83件でした。続いて、施設や病院での入退所・入退院における「緊急連絡先や身元引受人の記載」関係が50件ございました。施設・病院の手続関係では、入退院時などの「契約手続関係」も47件と多く挙げられております。

(7)、成年後見制度の周知や理解のための広報活動として、「どのような方法が望まれるか」については、「具体的な事例の紹介」というものが最も多く、61件ございました。

次の(8)に移っていただきまして、「市民の方が後見制度を利用しやすくなるにはどのようなことが重要と思うか」については、制度を利用するための「手続などの複雑さが解消されること」が最も多く、78件でした。ほかに制度の利用方法などに関して、「身近な相談窓口があること」「制度内容を知る機会が充実すること」といった回答が続きました。

(9)の成年後見制度や周辺制度について、「学びたいことやテーマ」をお聞きした質問に関しては、「事例検討会」が51件と最も多い結果となりました。(7)の成年後見制度の周知や理解のための広報活動として、具体的な事例の紹介が最も多く挙げたことと合わせましても、個別の事例を

用いた検討会や研修の機会が望まれていると考えられます。

最後に(10)、成年後見制度に関するご意見の自由記述についてご紹介いたします。成年後見制度に関しては、「申立てからの時間がかかる」「所得や預貯金に応じた利用者の割合が知りたい」「費用がいくらかかるのかを気にされている方が多いので、パンフレットに費用面の記載があるとありがたい」「書類が煩雑で申立てのハードルが高い」、こちらは障害を持つお子さんに後見をつけるかの課題の部分ですが、「親の思いだけで制度を利用させて、本人と後見人の相性がよくなかったり、本人の自由がなかったりしないよう、障害が重くても自己決定・自己選択の権利を守られるべき」といったご意見もございます。

「お金がかかり過ぎるという理由で必要な人が利用できない」「弁護士さんへの相談は敷居が高いので、ケアマネジャーさんなどからつなげてもらえるといい」「制度活用のための心理的ハードルがある方が多いこと」「手続きが煩雑で時間がかかることがあり、支援者も負担が大きいと感じている」「制度の理解を深めるよう研修会に参加していますが、それでも知識が十分に得られたと思えないこともあり、適切な活用につながっていないのではと感じる」「申立て手続などが、実務的・経済的に行きやすくなるといいと思う」「成年後見制度は、その方の権利を守る制度であるが、後見レベルでは権利を奪うことにもなりかねないので、慎重に対応することが必要と思う」「本人の利益を守ることを基本とする認識が重要」「制度についてもっと知る機会が増えるとよい」——以上のようなご意見を賜りました。

これらのご意見をはじめ、今回のニーズ調査結果をもとに、今後の広報方法やパンフレットなどの内容、研修会・講演会の検討などを行い、より効果的な広報につなげていきたいと考えております。皆様からもぜひ、ご意見をたまわれればと思います。私からの説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。速報値ということで、内容の分析とかは次回の協議会でというふうな話がありました。とりあえずこの内容をざっと見ていただいて、ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。

では、ご指名させていただきます。こちらの調査については、前年度の部分からやっています、前年度は松戸市社協さんのほうに作成に携わっていただいていたものですが。実際、つくる側と回答する側、両方もかぶっているのもあると思うんですけども、松戸市社協さんで何かあれば…感想でも構いませんので、お願いします。

○委員

はい、ちょっと分析というところで。今回、自由記述の欄があると思うんですけども。感想になるんですけど、今回配布先が、例えば福祉機関だったり金融機関ということで、いろんな業種のところに配っているの…例えば自由記述、一番最初の「配布しなかった理由」というところとかで、「成年後見人は既に申請をされている方が多く、説明の必要が少ないため」という回答があると思うんですけど。こういう回答が、どういった業種・団体から来ているのかというのがわか

ると、今後広報をやっていくときに、どの業種でどんなことが求められているのかとか、もう少し具体的に必要なターゲットと内容というのを絞れるんじゃないかなと思いました。以上です。

○会長

ありがとうございました。このアンケートの分析という視点で、ご意見をいただいたのだと思います。せっかく調査をしましたので、そういった分析も一つ使っていただければと思います。

支援者の側としての意見を、もう一方いただきたいと思っているんですが。介護支援専門協議会のほうから何かあれば、感想でもいいのでよろしくをお願いします。

○委員

感想になってしまうのですけれども。調査をしているということは前委員のほうから伺っていたのですが、その内容とかは聞いていなかったの、こういう回答だったんだな、調査だったんだなということがわかりました。

弁護士などへの相談は敷居が高いというところで、「ケアマネジャーさんからつなげてもらえるといいと思います」というご意見があったのですけれども。やはり申請したりとか、相談するとすると、敷居が高いというお話をよく伺うので、その現場で働いているケアマネジャーのほうにも——制度をわかっていない方とかもいっぱいいると思うので——わかるように、勉強会ですとかを周知していただいて、相談がしっかりできるような体制ができるといいなと思っています。以上です。

○会長

ありがとうございました。前年度の議論でもあったところなんですけれども、やっぱり一次相談で携わる、現場に携わる皆さんのほうから、この制度についてとかを理解していただいて、適切なところにつなげていただくということが、この制度を広げていくことでは非常に重要な視点だと思いますので、そのあたりも貴重なご意見として賜りたいと思っています。今出た、同じ一次相談という形では、包括さんとかでも当然携わる部分でして…。事業所のケアマネさんとか、とりあえず包括に、まず相談してみようとかですね。弁護士とか専門職のところに行くのはちょっとあれだから、とりあえず包括さんにとということもあるかと思うんですけれども…。その包括さんのほうの立場で、この結果でも構いませんし、ご意見等があればお願いします。

○委員

はい、そうですね。広報機能という部分は、包括で持っているということで、どうやって地域活動を行っていかうかということも、よくよくちょっと考えるところはあるんですけど…。ただやっぱり、長時間この後見制度の説明という、なかなかやっぱり皆さん抵抗があるというか、「60分話すから聞いてください」と言うと、なかなかちょっと難しい部分もあるので…。うちのほうで開催している運動教室であったり、市民の方が集まってくれる機会があるのですが、そういったときにパンフレットを配ったりして、ちょっと5分～10分ぐらいの簡単な説明をするという形で、周知活

動を行ったりはしています。

それで必要な部分…後々必要になったときに包括に相談していただければ、「後見制度って、そういった相談窓口なんだな」といったところをご理解いただくという形で…。本当に簡単な説明ではありませんけれども、できる限りパンフレットとかをお配りして、周知活動を行っているといったところがあります。はい、以上になります。

○会長

ありがとうございます。周知活動というところになると、市のほうとかはこういった協議会とかで媒体をつくって、その活用を実際にしてもらおうというところで、どういう工夫していただけるかということが大事なのかなと思いました。

全体的でも構わないんですけども、この結果・調査ですね、または今後の広報の仕方というところでも構わないと思うんですけども、何かご意見とか質問等ございますでしょうか。

○委員

広報の仕方というか、「手引き」をつくったじゃないですか。あれ、とてもよくできていると思っているんですね。あれを、やっぱり支援する側の方々にきちんと使っていただく。目を通すだけではなくて。例えば個別ケースで対応するようなときに、もう用意しておいていただいて、必要だと思われる方については、チェックとかも含めてやっていただくということをする。どのタイミングで、どうやって相談に行こうとか、何が必要かとかというのが、比較的の手引を使うとわかるようになっていく仕組みだと僕は思うので。

支援機関の方々にはあれを、極端なことを言えば職員一人一人の方に持っていただくぐらいのことをしてもいいのかな。そうすると支援機関のほうは、つなげる努力というところのハードルというか、ちょっと低くなるというのか、つなぎやすくなるのか。つなぐ・つながないという判断を、一人の支援者に任せなくて済むというところは、あの「手引き」を使っていただくと、とてもいいのかなと思いました。

なので、もっともっと使って…。もちろん、パンフレットとかチラシとかも大切だとは思いますが—先ほども事務局のほうから少し見直してみたいなことも含めて、今日の資料にありますけれども—「手引き」をしっかりと使っていただく、現場で使っていただくということをやっただけだと、とてもいいな。逆に言うと、あれがどれぐらい使われているのかなというのが、ちょっと疑問というか、もっと積極的に使っていただけるような機会とか方法を、一緒に考えていただけるといいのかなと思いました。

○会長

はい、ありがとうございました。確かに「手引き」みたいな話もあって、活用の仕方についてまたレクチャーしてくれみたいな意見が確か前もあったような気がしました。そういった点も含めて、先ほど事務局からもお話があったように、このニーズ調査のほうを踏まえた新しいチラシ・パンフ

レットの作成ですとか、この協議会の議論をさらに反映してブラッシュアップした「手引き」の作成というところをこの中でも議論していければ、本年度も議論していければいいのかなと思っております。

それでは、次に進めさせていただければと思います。議題ではないんですけど、「その他」ということで、「令和4年度 公的支援の実施状況について」ということで、こちらの説明をお願いします。

【8 その他 1. 令和4年度 公的支援の実施状況について】

○事務局

それでは、資料4をご準備ください。松戸市における公的支援の実施状況といたしまして、毎年、年度初めに前年度までの件数をご報告させていただいております。今年度におきましては、高齢者分野・障害者分野それぞれ別の課が行っておりますことから、それぞれの件数を計上しております。

まず市長申立て件数に関しまして、令和4年度は高齢者分野が28件、障害者分野で3件、合計31件でございます。次に報酬助成の件数ですが、同じく令和4年度、高齢者は142件、障害者は48件、計190件。次に本人審査の申立費用助成につきまして、高齢者が32件、障害者が2件、計34件となっております。

これらの件数から、傾向なのですけれども、このスライドの下の所にも書かせていただきましたが、令和4年度の高齢者分野の申立てを行った28名のうち、審判確定前に亡くなった2名を除く26名全員が後見類型でございました。また申立て検討会——市長申立てで行くか否かの検討をしている、会議から家庭裁判所への申立てまでの平均日数は133日となっております。大体、市長申立ては半年ぐらいかかりますというご案内をしておりますけれども、実際の申立てまで133日と、半年もかかっていないということがわかりました。また、成年後見人の職種なんですけれども、社会福祉士が14名と半数を占めております。

続きまして、障害分野の3名は、いずれも後見類型。後見人は社会福祉士、あとは法人後見でございます。本年度も引き続き、本人の福祉のために成年後見制度の活用は必要と認められますけれども、申立人がいない場合に関しては、市長申立てを活用していきたいと考えております。

次に報酬助成なんですけれども、件数は増加傾向でございます。高齢者分野においては、本人が施設もしくは入院しているケースが109件。障害分野においても件数は増加しております。令和4年度、本人が施設もしくは入院しているケースは9件でございました。国の第2期成年後見制度利用促進計画の中に、報酬助成等の制度のあり方についての検討が明記されていることから、今後とも国の動向に注視していきたいと考えております。

最後に、本人・親族申立費用助成なんですけれども、件数としては横ばいでございます。成年後見制度の活用が必要であるにもかかわらず、経済的に困難であることを理由に活用できない状況にならないよう、引き続き本助成制度を周知して、必要な方に利用してもらえるように支援をしていきたいと思っております。

昨年度もご説明をさせていただいたんですけども、報酬助成に関しましては、近隣市と比べて件数がかなり多くなっておりまして、後見人の方々からは、「松戸市は手広くて助かっています」というお声をいただいております。また、本人・親族申立費用助成に関しましては、近隣市で行っている自治体がない中で、松戸市といたしましては申立てを支援した方の報酬まで助成をしていることから、こちらも併せて、「こういった制度があって助かる」というお声をいただいております。ご報告は以上です。

○会長

ありがとうございます。では、この公的支援の実施状況につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。ここにつきましては、実際に市長申立ての半数を社会福祉士の先生が占めているということで、「ぱあとなあ」の委員のほうから、ご意見・ご感想を賜りたいと思います。

○委員

これを読ませていただいて、私はもう少し市長申立ての件数が年々増加傾向にあるのかと思ったら、そうでもないかなということにちょっと気がつきました。この中で私が注目したい点は、先ほどの「申立ての検討会から家庭裁判所への流れまで133日」ということで、これはいささかやっばり長いんじゃないかという感じがします。これ、申立てから家庭裁判所の審判までに多分1カ月とか1カ月半とかかかるわけですから、トータルで言うと半年かかっているわけですよ。この類型から見ても後見の方が多いという形になっていますよね。ということは、かなり切羽詰まっている問題があるという段階で、申立てが始まっているんですよ。

我々、さっきの「半分の14件受ける」という形になるんだけど、やっぱり本人の意思尊重とか意思決定支援ということで、ある意味で最大のイベントというのは、在宅の方が施設に行くかどうかみたいな、瀬戸際に立っているというところが結構多いです。本来であれば、そこに後見人等がついて、「本当に在宅で見るのか、あるいはもし施設に入るなら、どこに入ったらいいか」ということあたりが、一番支援の肝のところなんだけど…。

実際に市長申立てがあつて、半年ぐらい経って、何か忘れた頃に裁判所から推薦状が来てというような状況があるんです。その点から考えると、多分、現在の人材からするとスタッフの人数なんかの問題もあるんでしょうけれども、その辺をもう少し短縮できるような形をつくる工夫をしていただければ、大変よろしいのかというふうに思います。

あとは、冒頭の計画にもありましたけれども、この一番最後の申立てに関する費用ということで、これも松戸市は支援を行っているということですけども。冒頭のところでも、申立ての代行とか、弁護士さん、司法書士さんということで、私どものところによく相談のときに、そこをなんとか手伝えてくれという形になるんだけど、その申立て支援のところは社会福祉士ができないんです。他市とか、私の一部知っている東京なんかでは、中核機関とかそういうところがもう少し、費用ということだけじゃなくて、申立てのお手伝いをするような形をとっているところもありますので、これも検討してくださいということが書いてありましたけれども、その辺も今後、検討してい

ければと思っています。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。市長申立てについてのご意見というところで。あとは申立て手続きについて、なかなか実際にはお金だけじゃなくて、実際に書類作成とかそういったところのニーズもあるというようなご意見だったかと思います。

その他、この公的支援の実施状況につきまして、感想でも結構ですけれども、何かございましたらお願いします。

○委員

この実施状況の、本人・親族申立費用助成件数の実績のところ、高齢者に比べると障害者の数が少ないのが、傾向としてあるかと思うんですけど。中でも本人・親族申立て費用助成の件数というのが、障害者のほうが私からすると少ないなという。

市長申立ても少ないんですけど、親族の場合は親族後見というんですかね。親族申立てだからといって、必ずしも親族後見になるかどうかわかりませんが、私の「ほっとねっと」の場合はどちらかというと一緒に申立てを進めていくような立場だったり、ご本人だったりそのご家族と一緒に進めていくような立場なんですけれども…。

申立費用助成ってすごくいい制度だと思うんですけど、意外と少ないんだなという。これは何かきつと、特に障害のほうの助成はまだ始まって間もないにしても少ないし、申請件数も伸びてない感じが見受けられるので、これには何か理由があるのかなというのが、ちょっと。私的には、ちょっと気になったところがございます。以上です。

○会長

ありがとうございます。事務局のほうで、何か回答があればお願いします。

○事務局

はい。ご質問・ご意見ありがとうございます。障害分野では、申立て自体の件数も少ないというのがございますが、こちらの本人・親族申立費用の助成につきましては、費用面の助成ですので、資産要件などもございます。ですので、お持ちである預貯金などの要件がございまして、その部分で資産などはお持ちで、費用の助成はご利用にならないという方もいらっしゃいます。ただ手続きとして、どうしたらいいかわからないというご相談をいただいた場合は、成年後見相談室をはじめ市内の相談機関などを、費用面ではなく手続き面でのご相談先としてご案内するケースはございます。そういったところから、少し件数の違いが出ているかなと思われます。

○会長

ありがとうございます。ほかにご質問・ご意見ございますでしょうか。

○委員

今まさに、この申立ての助成の対象の件を、私たちがやっているんですけれど、そもそもこの申立てされている件数も34件で、まだ少ないと思うんですけれど…。しかもこの助成に取り組んでいる自治体が松戸市で、それ自体が珍しい取り組みで、ありがたいことではあるんですけれど。実際に費用を助成してもらえる条件が、審判が下りた件のみなんですよね。申立てたあとに、例えば亡くなってしまうりだとか、申立てたけれども審判に至らなかった場合に、結果、司法書士が立て替えたりするんですけれど、立て替え損になるリスクがあって、結構こっちはハラハラしながら利用しているところもあるので。この制度があること自体はありがたいんですけれど、利用する側からするとリスクを気にしながらやっているところではあります。以上です。

○会長

ありがとうございます。実際、その立て替え制度のほうを利用しているという立場からのご意見だったかと思います。事務局、何かご回答されますか。それではお願いします。

○事務局

ご意見いただき、ありがとうございます。本当に先生方には、そのリスクを背負っていただいた状態で支援をしていただいておりますこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

私どもも、やっぱり申立てたあとに亡くなった方の、立て替えた分をどうするのかというのは、以前から議論は出ておまして。ただ、どうしても市の財務規則上、先払いができないという仕組みから、やっぱり審判が下りてからという決まりで今はやっているんですけれども…。ただ、先生からご意見いただいたように、リスクを背負っていただいている方々もいるということなので、今後は要綱を見直す際には、そちらも検討してまいりたいと思います。

○会長

ご意見ありがとうございます。では、ここの「その他」の部分については、これで以上にしたと思います。

これで全部終わったことになるのですが、全体を通してでかまいませんけれども、きょうの議題・その他の部分、全体を通しましてご質問・ご意見、ご感想でも結構ですが、何か発言したい委員はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですかね。そうしましたら、裁判所のほうからも一言いただければと思っております。お願いします。

○オブザーバー

本日は協議会を聞かせていただいて、ありがとうございます。特にニーズ調査のところは、裁判所に後見制度の手続きに来られる方自体が、明確に課題のある方も多く、例えば自宅を処分したいとか、金融資産を動かしたいとか、あるいは遺産分割とか、相続手続をお持ちの方も多くいます。

そういう意味では裁判所の目線からも課題というのは見えているのですが、そこに至るまでの、特に自宅の処分ですと、何で処分するのか、どんな施設に入るのかとか、あるいはどこの施設がいいのかというあたりは、裁判所が一義的に答えを持っていないところでもあります。

こういったニーズ調査等をして、具体的に後見人になられた親族の方々がどういうところで助けが必要なのかとか、どういう支援を欲しがっているのかというのが、こういった会を通して洗い出されていくと非常に参考になります。裁判所はその前提を受けて、手続きを行う、そういった場面が出てくると思います。

裁判所が普段タッチできないところも、勉強させていただき、非常に興味深い会議でした。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

それでは、本日の議事は以上で終了させていただければと思います。事務局に司会をお返しします。

【9 閉会】

(以上)